



塗膜中のPCB等含有量調査

日本では、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）」に基づき、PCBの管理と処理が義務付けられています。これにより、特にPCBを含む物質を扱っている事業者には、定期的な調査や管理が求められます。PCBの含有調査は、物質がどのくらいの濃度で含まれているかを確認するために専用の分析機器（GC-MSなど）でを使用して行われます。調査対象物をサンプルとして採取し、化学的に分析することで、PCBの存在や濃度を特定します。

I.含有量調査

	鉛	六価クロム	PCB
試験方法	JIS K 5674 付属書A 「塗膜中の鉛の定量」	JIS K 5675 付属書B 「塗膜中のクロムの定量」	低濃度PCB含有 廃棄物に関する 測定方法
基準	含まないこと	1 %以下	1 %以下
基準超過した場合	鉛中毒予防規則が適用	特定化学物質 障害予防規則が適用	特定化学物質 障害予防規則が 適用

II.溶出量調査

	鉛	六価クロム	PCB
試験方法	産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法		
基準	0.3 mg/L	1.5 mg/L	0.003 mg/L
基準超過した場合	特別管理 産業廃棄物に該当	特別管理 産業廃棄物に該当	特別管理産業廃棄物に該当 ※含有量調査において 0.5 mg/kgを超過した場合は PCB廃棄物に該当

使用機種一例



GCMS-QP2020 NX + Nexis GC-2030

出典元：株式会社島津製作所



お問い合わせ先

<https://www.jqa.jp>

一般財団法人 日本品質保証機構

<マテリアルテクノ営業部>

関東営業課 〒140-0011 東京都品川区東大井1-8-12
中部営業課 〒481-0043 愛知県北名古屋市沖村沖浦39
関西営業課 〒578-0921 大阪府東大阪市水走3-8-19
九州営業課 〒839-0801 福岡県久留米市宮ノ陣3-2-33

TEL 03-3474-2525 / FAX 03-3474-3021
TEL 0568-24-2204 / FAX 0568-24-1630
TEL 072-966-7207 / FAX 072-966-7885
TEL 0942-48-7785 / FAX 0942-48-7789

E-mail kanto-mt-cstm@jqa.jp
E-mail chubu-mt-cstm@jqa.jp
E-mail kansai-mt-cstm@jqa.jp
E-mail kyushu-mt-cstm@jqa.jp